

京都市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月28日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市規則第160号

京都市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人福祉センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第6条」に改める。

別記様式注以外の部分中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)